

質問及び回答の要旨

○広域パートについて

	質問の要旨	回答の要旨
1	今回新たに広域都市圏を設定し、広域都市圏ごとのマスタープランを都市計画決定するのはなぜか。	県民の生活・経済圏の拡大、広域幹線道路の整備進展による土地利用における広域的な対応、また自然災害の頻発化・激甚化に対応するための広域的な連携の必要性などを踏まえ、都市計画区域を超えた広域的な圏域による都市計画を推進していくため、今回千葉県が広域都市計画マスタープランを策定することといたしました。
2	船橋市にとっては、都市計画区域ごとにしっかり計画を練った方が丁寧なまちづくりができると思うが、それでも広域都市計画マスタープランを策定する理由は。	市町村が原案を作成する都市計画区域マスタープランは、今回の広域都市計画マスタープラン策定にあっても、区域パートとして従来どおりの項目、内容を含めて定めますので、船橋都市計画区域としての都市計画の方向性は引き続き位置づけられる形となります。その上で、都市計画区域間の土地利用の一体性・連続性など、広域的な視点で都市づくりの目標を定めるため、今回千葉県が広域都市計画マスタープランを定めることといたしました。
3	今までは広域的な調整は行っていなかったのか。	市町村が決定する都市計画については、都市計画法に基づき千葉県との協議が必要となります。その中で、千葉県の計画に適合しているか、広域的な観点で整合しているかなどについて確認されています。
4	北千葉道路や新湾岸道路などの新しい道路の記載はあるが、交通渋滞や交通事故が深刻な国道14号線、木下街道、成田街道、船取線などの道路の整備に関する記載がないのではないか。	広域パートの中で、主要地方道船橋我孫子線（船取線）などの代表例を示した上で、「等」という形で、「圏域内外を結ぶような幹線道路の整備を推進していく」と位置付けられております。
5	14号線、木下街道、成田街道、船取線は渋滞だけでなく、歩行者にとって危険な状態になっているという記載はあるか。	広域パートにおいては、広域的な視点で広域都市圏をまたがるような道路の整備方針が挙げられており、より地域に密着した道路や交通の状況、危険な箇所の整備などについては区域パートにて記載しております。
6	令和17年の各市の産業の規模の金額はどのように出したのか。	将来人口を基に令和17年時点の従業員数を推計し、1人あたりの工業出荷額及び卸小売販売額を乗じることにより求められております。
7	令和17年になると、県内では、人口が減っている市があるが、産業の規模が増加している都市があるのはなぜか。	人口は減少していくと推計されますが、従業員1人あたりの工業出荷額や卸小売販売額が増加傾向にあるため、結果として産業の規模が増加しております。

8	パワーポイントp5の東葛・湾岸広域都市圏に千葉市は含まれているが、同p6の広域都市計画マスタープランの構成の中で千葉市がないのはなぜか。	千葉市は政令指定都市のため、特例として都市計画区域マスタープランを千葉市が作るようになっております。そのため、千葉市は広域都市計画マスタープランの構成には含まれておりません。しかし、広域都市計画マスタープランの作成にあたっては、市町村との意見交換の場として6つの広域都市圏ごとに協議会を作っており、そこに千葉市も参加して、千葉市のまちづくりとも整合性を図りながら、東葛・湾岸広域都市圏の広域都市計画マスタープランを作成しております。
9	広域パートの中で、渋滞対策のため色々な道路を作るということと、人口減少を迎えるということが記載されているが、両者は整合がとれないのではないか。	千葉県としては今後人口減少の局面になると認識されていますが、一方で、人の流れの広域化があり、緊急の避難路や物資の輸送路といった役割が道路にはあることから、北千葉道路を始めとした広域幹線道路は必要であると考えられております。

○区域パートについて

	質問の要旨	回答の要旨
1	区域パートの「市街地における住宅建設の方針」において、「すべての世帯が最低居住面積水準を確保できるよう努める」といった記載が削除されたがどのような理由か。	国の都市計画運用指針の改定により、都市計画区域マスタープランに定める項目から「市街地における住宅建設の方針」が削除されたことから、整合を図るため、区域パートから当該方針の記載を削除いたしました。なお、当該方針に記載されている内容については、千葉県が策定している「千葉県住生活基本計画」において対応するものと考えております。
2	「市街地における住宅建設の方針」が都市計画運用指針から削除されたのはいつか。	いつ削除されたかは不明ですが、千葉県が今回の見直しにあたって確認した2年前の時点ですでに削除されておりました。
3	「海老川沿いの水田は、これらの区域が市街化した場合、溢水や湛水の災害発生が予想され、かつ、下流の既成市街地への影響も著しいものがある。これらの区域については、広域河川改修事業等の治水対策と調整を図りつつ計画的な開発以外極力保全に努める。」という記載が削除されているが、どういう考え方で削除されたのか。	災害防止のための市街化の抑制については、海老川沿いに限定するものではなく、市街化調整区域全域において、建築物の損壊や住民の生命・財産に著しい危害が生じるおそれがある区域について開発行為の制限を図る必要があるものとして記載しております。
4	現在、海老川の下流域の河床掘削や海老川調節池の整備が進んでいるが、質問3のとおり、海老川の記載を削除すると、全体的な話になり、海老川への対策という意味が薄まるのではないのか。	海老川に関する事業については、「下水道及び河川の都市計画の決定の方針」において、「海老川は調節池を含めた河川改修事業を推進する」や「主要な施設の整備目標」として海老川を記載するといった形で引き続き位置付けております。
5	「交通渋滞の緩和を図るため、鉄道事業者と調整を図りながら京成松戸線の連続立体化について検討を進める。」という記載が削除されたが、連続立体化はやめるのか。	区域パートに記載する事業は、おおむね10年以内に事業を行うものについて記載をしておりますが、京成松戸線の連続立体化に関しては、このような期間で事業を実施する可能性が低いことから削除いたしました。
6	「第2運動公園」と記載があるが、現実性はあるのか。	船橋市緑の基本計画において「第2運動公園」の位置づけがあることから、今回の見直しにおいても引き続き位置付けております。

7	「市街地整備の目標」の市街地再開発事業で、「船橋駅南口A1街区」が削除されるとともに、「船橋駅南口C1街区」が「船橋駅南口C1、C2街区」となったのはどういった理由か。	「市街地整備の目標」は、おおむね10年以内に実施する予定の事業を記載することとなっており、「船橋駅南口A1街区」は、当該期間で事業実施に至らない予定であることから削除しております。 「船橋駅南口C1街区」は、担当部局で定めている再開発事業の構想において「C1街区」「C2街区」と記載していることから、表記を合わせるため修正いたしました。
8	「徒歩圏（15分、1km）に個性のある身近な公園を確保する」という記載が削除されているが、確保することをやめるということか。	「徒歩圏（15分、1km）に個性のある身近な公園を確保する」は、従来、近隣公園・地区公園の項目に記載されておりましたが、船橋市緑の基本計画と合わせる形で項目を整理したため削除いたしました。しかし、「徒歩圏（15分、1km）に個性のある身近な公園を確保する」という考え方自体が無くなったというものではございません。
9	「都市活動の中心となる駅周辺に都市機能」を集中するという考え方は、その周辺はいい街になるが、そこまで行けない人たちに対しどのような対策していくのかというところが重要だと思う。	駅周辺に行くまでの交通手段等については、当然確保していくという認識であり、区域パートにおいても大枠の考え方を記載していますが、具体的な方針については、船橋市都市計画マスタープランやその他市の個別の計画で定めております。